

新型コロナウイルス感染症対策

11月20日開催

津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議(第53回) 開催結果



令和2年11月20日

津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第53回）

令和2年11月20日（金）

午後1時～

津リージョンプラザ3F

リハーサル室

1 国・県の動き

- （1）三重県津保健所管内における感染症患者について報告（健康医療担当）
- （2）三重県の状況について報告（健康医療担当）

2 協議事項

- （1）12月1日以降の市主催イベントの開催判断の考え方について協議（危機管理部）

3 報告事項

- （1）津市国体・障害者スポーツ大会推進局に勤務する職員の新型コロナウイルス感染について報告（国体・障害者スポーツ大会推進局）
- （2）津市立榊原小学校の新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査結果について報告（教育委員会）

4 その他

津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第53回）

2 協議事項

- (1) 12月1日以降の市主催イベントの開催判断の考え方について協議（危機管理部）

11月12日、国の新型コロナウイルス感染症対策分科会において示された今後のイベント開催制限のあり方及び同月19日、三重県が示した「三重県指針 ver. 7」のイベントにおける感染防止対策を踏まえ、9月18日付けで各部局に対して通知した「9月19日以降の津市主催イベント開催の判断について」の人数上限及び収容率の要件等を基本とし、12月1日以降の市主催イベントの開催判断の考え方を令和3年2月末日までの期間について、次のとおりとすることとします。

なお、3月1日以降の取り扱いについては、今後の国等の方針に基づき検討することとします。

ア 主な変更点

- ・ 飲食を伴うイベントについては、「大声での歓声・声援等が想定されるイベント」と同様の取扱いとするが、イベント中の発声がないもので、次の感染防止対策（追加的な感染防止策）の条件が担保される場合は大声等がないものとみなします。

【追加的な感染防止策】

飲食を伴うイベントについて、開催する場合の感染防止対策に加え、以下の条件がすべて担保されている場合には、イベント中の発声がないことを前提に収容率の上限を100%とします。

- ・ 飲食時以外のマスク着用徹底のアナウンスと着用厳守。
- ・ イベント前後、休憩時など会話が想定される場面での飲食禁止。
- ・ 十分な換気（二酸化炭素濃度1,000ppm以下、かつ、二酸化炭素濃度測定機器等で当該基準を遵守していることが確認できること、または、機械換気設備による換気量が30m³/時/人以上に設定されており、かつ、当該換気量が実際に確保されていること）。
- ・ 飲食時間の短縮（長時間の飲食が想定されうる場合は、飲食時短縮のための措置を講ずるよう努める）。

イ 各部局への通知

11月末日までに、当該変更点及び追加事項等を詳細に記載し「12月1日以降の津市主催イベント開催の判断について」を各部局に通知します。

3 報告事項

- (1) 津市国体・障害者スポーツ大会推進局に勤務する職員の新型コロナウイルス感染について報告（国体・障害者スポーツ大会推進局）

ア 概要

津市国体・障害者スポーツ大会推進局（津市北河路町１９番地１ メッセウイング・みえ ２階）に勤務する職員（県発表 県内延べ６６４例目）の別居親族（県発表 県内延べ６３７例目）が令和２年１１月１７日（火）に新型コロナウイルスに感染したことが判明し、当該職員が三重県津保健所から濃厚接触者に指定され、同月１８日（水）にＰＣＲ検査を受けたところ、同日に陽性が判明しました。

イ 新型コロナウイルスに感染した職員

津市国体・障害者スポーツ大会推進局職員（５０代男性）

ウ 経緯

当該職員は、別居親族と令和２年１１月１５日（日）に接触があり、同月１６日（月）は終日出勤し、同月１７日（火）は出勤しましたが、同日に当該別居親族がＰＣＲ検査を受けた結果、陽性判定を受けたという知らせにより、すぐに自宅待機の措置を取りました。三重県津保健所からは、同日に当該職員が当該別居親族の濃厚接触者の指定を受けました。

当該職員は、同月１６日（月）及び同月１７日（火）のいずれも職場内で執務していましたが、市民や業者と接する業務は行っておらず、また、事務所では窓や扉の開放による換気や当該職員も含め職員は食事以外の執務中は常時マスクを着用し、手洗い、消毒等の励行による感染防止対策を行っていました。同日１８日（水）夕刻に、当該職員の陽性が判明したことから、直ちに事務所を閉鎖し、管理職の一部を除く全職員を自宅待機措置とするとともに、三重県津保健所と協議を行い、事務所、トイレ、給湯室及び廊下の共用部分の業者による消毒清掃を行いましたので、国体・障害者スポーツ大会推進局は、同月１９日（木）から通常業務を開始しています。

なお、１６日（月）及び１７日（火）において当該職員と同一職場で勤務した８名の職員が、１８日（水）に三重県津保健所から「接触者」と指定されました。当該職員においては、１９日（木）は自宅待機の措置を取り、同日ＰＣＲ検査を受けたところ、８名全員が陰性の結果となったため、本日２０日（金）から通常勤務に復帰しています。

エ 今後の対応

本市では、これまでも施設及び職員の感染防止対策並びに職員の健康観察の実施を徹底していましたが、引き続き、感染防止対策の徹底に努めます。

（２）津市立榊原小学校の新型コロナウイルス感染症に係るＰＣＲ検査結果について報告（教育委員会）

新型コロナウイルス感染症患者（県発表：県内延べ６４４例目）との濃厚接触者としてＰＣＲ検査を受けていた調理員の検査結果は、陰性であることが判明しました。当該調理員は、三重県津保健所の指導により１１月３０日（月）まで在宅勤務とします。

【県内延べ664例目】(637例目の濃厚接触者)

- (1) 年代 50代
- (2) 性別 男性
- (3) 居住地 津市
- (4) 職業 公務員
- (5) 発症日 令和2年11月17日
- (6) 症状・経過
 - 11月17日 発熱(37℃台)、咳
 - 18日 発熱(39℃台)、咳、頭痛、全身倦怠感
 - 濃厚接触者として検体採取
 - 検査の結果、陽性判明
 - 県内の医療機関に入院
 - ＜現在の症状＞
 - 軽症～中等症(発熱(37℃台)、頭痛、全身倦怠感)
- (7) 行動歴等
 - ・陽性患者との接触状況 637例目の親族
 - ・行動歴 637、644例目と会話(11月15日)
出勤(11月16、17日)
 - ・公共交通機関の利用 なし
 - ・マスクの着用 あり
- (8) 接触者調査(11月19日時点)
 - ・濃厚接触者 なし
 - ・接触者 別居家族1名、職場同僚8名

【県内延べ665例目】

- (1) 年代 20代
(2) 性別 女性
(3) 居住地 津市
(4) 職業 団体職員
(5) 発症日 令和2年11月17日
(6) 症状・経過

11月17日 発熱(38℃台)、咳、全身倦怠感
医療機関A受診

18日 医療機関Bにおいて検体採取
検査の結果、陽性判明
県内の医療機関に入院

<現在の症状>

軽症～中等症(発熱(37℃台)、咳、全身倦怠感)

(7) 行動歴等

- ・ 県外訪問歴 県外の商業施設を訪問(11月3日、8日)
県外の商業施設を訪問(11月14日～15日)
- ・ 県外の方との接触歴 上記行動歴の中で接触あり
- ・ 行動歴 県外の商業施設を訪問(11月14日～15日)
出勤(11月16、17日)
- ・ 公共交通機関の利用 あり
- ・ マスクの着用 あり

(8) 接触者調査(11月19日時点)

- ・ 濃厚接触者 同居家族2名
- ・ 接触者 職場関係1名

【県内延べ666例目】

- (1) 年代 60代
- (2) 性別 男性
- (3) 居住地 津市
- (4) 職業 会社員(県外)
- (5) 発症日 令和2年11月14日
- (6) 症状・経過
 - 11月14日 発熱(37℃台)
 - 15日 解熱、倦怠感
 - 16日 医療機関A受診
 - 17日 医療機関B受診、検体採取
 - 18日 検査の結果、陽性判明
 - 19日 県内の医療機関に入院

<現在の症状>
無症状
- (7) 行動歴等
 - ・ 県外訪問歴 出勤(11月4～6日、9～11日)
 - ・ 県外の方との接触歴 上記訪問歴の中で接触歴あり
 - ・ 行動歴 出勤(11月12～13日)
 - ・ 公共交通機関の利用 あり
 - ・ マスクの着用 あり
- (8) 接触者調査(11月19日時点)
 - ・ 濃厚接触者 同居家族3名
 - ・ 接触者 なし



新型コロナウイルス感染症の発生状況(令和2年11月)

県内で判明した事例一覧(令和2年11月)

〇1例目～179例目の事例は以下のリンクからご覧ください。

https://www.pref.mie.lg.jp/YAKUMUS/HP/m0068000066_00011.htm

〇令和2年8月以降、以下のページに新規感染者事例の月別一覧表を掲載しています。

※今までの全感染者事例の一覧表は、同ページにExcelファイルで掲載しています(ダウンロード可)。

https://www.pref.mie.lg.jp/YAKUMUS/HP/m0068000066_00002.htm

※各事例の詳細については、「詳細」欄にあります「一覧表」「〇〇例目」をご覧ください。

公表日	新規事例	新規発生件数	詳細
11月19日	646～666例目	21件	・一覧表 ・四日市市(646例目・647例目・648例目) ・桑名市(649例目・657例目・659例目・660例目・663例目) ・鈴鹿市(650例目・661例目) ・伊賀市(651例目・652例目・653例目・654例目・655例目・656例目・658例目) ・いなべ市(662例目) ・津市(664例目・665例目・666例目)
11月18日	629～645例目	17件	・一覧表 ・四日市市(629～633例目・634例目) ・鈴鹿市(635例目・636例目) ・津市(637例目・638例目・644例目・645例目) ・桑名市(639例目・640例目・641例目・642例目・643例目)
11月17日	622～628例目	7件	・一覧表 ・四日市市(622例目・623例目) ・桑名市(624例目・625例目) ・菟野町(626例目) ・津市(627例目) ・伊賀市(628例目)
11月16日	621例目	1件	・一覧表 ・四日市市(621例目)
11月15日	617～620例目	4件	・一覧表 ・四日市市(617例目・618例目) ・桑名市(619例目) ・鈴鹿市(620例目)
11月14日	611～616例目	6件	・一覧表 ・桑名市(611例目・615例目・616例目) ・松阪市(612例目) ・鈴鹿市(613例目) ・名張市(614例目)
11月13日	607～610例目	4件	・一覧表 ・桑名市(607例目) ・名張市(608例目)



[ホーム](#) > お知らせ

本校における新型コロナウイルス感染者の発生について（ご報告）

////////////////////////////////////

令和2年11月17日

本校における新型コロナウイルス感染者の発生について（ご報告）

令和2年11月17日（火）に本校学生1名が新型コロナウイルスに感染していることが判明しました。

当該学生は、11月16日（月）に校内に入構していることを確認しております。これを受けて、保健所等からの指導のもと、必要とされる処置（滅菌消毒を含む）を講じるとともに、当該学生との接触者や行動について確認を進めているところです。

つきましては、本事案発生に伴い、1～3年生について、11月18日（水）～20日（金）を臨時休講とし、登校を禁止とします。4、5年生および専攻科生については、当該学生との接触の可能性がないことから、通常授業といたします。

引き続き、保健所と連携して対応を進めるとともに、感染拡大防止対策の徹底を図ります。このたび感染が確認されました学生の一刻も早い回復を願っております。個人の人権尊重と個人情報保護にご理解とご配慮をよろしくお願いいたします。

以上

2020年11月19日

お客さま 各位

東海労働金庫

当金庫津支店（三重県）における新型コロナウイルス感染者の発生について

日頃は、東海ろうきんをご利用いただき誠にありがとうございます。

11月18日、東海労働金庫津支店（三重県津市）に勤務している職員1名が、新型コロナウイルスに感染していることが判明いたしました。

当該職員は、11月17日（火）に体調不良を訴え医療機関にて受診、翌11月18日（水）保健所に相談してPCR検査を受けました。検査の結果、新型コロナウイルス陽性反応が確認され、医療機関に入院となりました。なお、当該職員の容体は安定しております。お客さまと職員の安全を最優先に考え、下記の通り感染拡大の抑制に努めます。何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

【感染拡大抑制の対応】

- ・津支店における感染者の行動歴、ならびに濃厚接触の可能性のある職員、お客さまの継続的な調査
- ・職員のうがい、手洗い、マスク着用など感染予防および健康管理の徹底
- ・支店内の消毒作業の実施

【当該支店の営業について】

- ・当該支店は通常営業しておりますが、お客さまへの感染拡大を抑制することを優先し、インターネットバンキング・ATMのご利用や、近隣店舗へご案内させていただく場合もございます。
- ・各種相談会等は開催を見送りさせていただく場合がございます。

以上

<本件に関するお問い合わせ先>

東海労働金庫 お客さまセンター

フリーダイヤル：0120-226-616（平日 9:00～18:00）

別 紙

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた

『三重県指針』 ver. 7

～県民の皆様へ 命と健康を守るために～

令和2年11月19日

三重県

はじめに

新型コロナウイルスの感染状況について全国的には、11月以降、感染者が急増し、1日あたりの最多感染者数を度々更新するなど、「繁華街の接待を伴う飲食店」や「大人数での飲食」、「事業所、医療・福祉施設」等で感染が拡大し、クラスターも増加、多様化していることから予断を許さない状況にあります。

県内の状況は、10月15日に新型インフルエンザ等対策特別措置法による要請を解除した後、10月24日から28日まで5日間感染者ゼロとなるなど一定落ち着いていたものの、その後はクラスターの発生も含め、家庭内感染を中心に1日あたり10人を超える日があるなど連日感染者が発生しています。10月下旬以降に発生したクラスターについては、食事会を通じて複数の家族に広がっており、引き続き接触者調査を行うことで、これ以上の感染拡大につながらないよう対応に全力で取り組んでいるところです。

今回『三重県指針』を ver.7へと改定し、最大限の警戒感をもって感染防止対策を徹底し、感染拡大の芽を早期に摘みとっていくため、『感染リスクが高まる「5つの場面」』及び全国でクラスターが発生しているような施設における感染防止対策の徹底については、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく協力要請をさせていただきます。また、三重県では感染拡大の予兆を察知するため、新規感染事例数や新規感染者数、入院患者数等を指標としてモニタリングしてきたところですが、このたび、県内の感染傾向や状況の変化をふまえ、的確に感染拡大の傾向をとらえて適時に対策がとれるよう、判断基準となるモニタリング指標の見直しを行います。

『三重県指針』ver.7は、県民の皆様、事業者等の皆様に、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向け、『新しい生活様式』等の定着を目指す取組の実践をお願いするものであることから、本来終期を定めるものではないものの、来年3月以降のイベント開催の取扱いについて改めて国から示されることもふまえ、令和3年2月28日までとさせていただきます。ただし、県内外の感染状況や政府の方針などを見据えながら、その内容について適宜見直しを行います。

先般、政府分科会から提言された『感染リスクが高まる「5つの場面」』の中で感染リスクが高い場面、行動として「飲酒を伴う懇親会等」、「大人数や長時間におよぶ飲食」、「マスクなしでの会話」、「狭い空間での共同生活」、仕事での休憩時間や業務後の懇親会などの「居場所の切り替わり」があげられています。こうした場面では、大声や近距離での会話、物や場所を共用することにより飛沫感染、接触感染の可能性が高くなると考えられますので、それぞれの場面において感染防止対策の徹底をお願いいたします。

特に直近では会食による感染事例が多数報告されていることから、『感染リスクが高まる「5つの場面」』とともに提言された『感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫』を積極的に取り入れ、「飲酒は、少人数・短時間で」、「箸やコップは使い回さない」、「正面や真横はなるべく避け斜め向かいに座る」等を実践いただくようお願いいたします。

これから、年末年始の時期に向けて飲食等の機会が増加します。職場の同僚や親しい友人との交流は楽しい時間であり、そこに水を差すようで心苦しくはありますが、折角の楽しい時間が少しの気の緩みで取り返しのつかないことになってしまわないよう、感染防止対策の徹底をお願いいたします。

また、事業者の皆様におかれましても、安全に経済活動が続けていただくため、業種別ガイドラインの確実な実践、「安心みえる LINE」の活用など、感染防止対策の徹底をお願いいたします。

そして、皆様に改めてご理解いただきたいことがあります。

感染された方、そのご家族や勤務先、クラスターが発生している施設の職員や利用者、関係者、医療従事者やそのご家族、外国から帰国された方や日本に居住する外国人の方に対して、偏見や差別につながる行為、人権侵害、誹謗中傷は絶対に行わないでください。

誰もが「やまない雨はない」と信じ、皆の力をあわせて感染症による危機を乗り越えようとしているなか、ウイルスの脅威に加えて、不当な偏見や差別、誹謗中傷の雨に打たれる方が存在してはなりません。

また、政府分科会の「偏見・差別とプライバシーに関するワーキンググループ」において、感染したことを責める行為は自分の症状に疑いを持つ方や濃厚接触者などが偏見・差別を恐れて検査を拒んだり、症状が重篤化するまで受診されないという状況を引き起こし、結果として社会に感染が広まりかねない等の提言がされましたが、このような事態を招くことがあってはなりません。

県民の皆様におかれましては、根拠が不確かな情報による行動やそうした情報をさらに広げない冷静な行動、人権に配慮した行動を心掛けていただきますよう、強くお願いいたします。

再び全国的に感染拡大しており、一点の「緩み」から、県内においても感染が拡大するおそれがあります。県としても関係機関と緊密に連携しながら、これまで以上に気を引き締めて取組を進めていきますので、県民、事業者の皆様におかれましても、ウイルスを「持ち込まない」「広めない」ための感染防止対策の徹底について、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

令和 2 年 11 月 19 日
三重県知事 鈴木 英敬

1. 県民の皆様へ

(1) 感染防止対策の基本的な考え方

- 皆様ご自身、大切な家族や友人の“命と健康”を守るためには、まずは感染予防を行ったうえで“持ち込まないこと”“広げないこと”が大切です。
- 一人の人から多くの人に感染を拡大させるおそれがあることから、換気が悪く、人が密に集まって過ごすような環境である「三つの『密』」（密閉空間・密集場所・密接場面）の回避、人と人との一定の距離（2m程度）を保つことが重要です。
- 新型コロナウイルスの一般的な感染経路の中心は、飛沫感染と接触感染であると考えられていることから、咳エチケットや石けんによる手洗い、手指消毒用アルコールによる消毒などの基本的な感染予防を徹底していただくとともに、十分な睡眠など体調管理が必要です。

(2) 『新しい生活様式』の定着と感染防止対策の徹底

- 新型コロナウイルス感染症との長丁場の戦いを乗り切るため、政府専門家会議で示された「人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける」、「会話をする際は、可能な限り真正面を避ける」、「買い物は、1人又は少人数ですいた時間に」「食事の際は料理に集中、おしゃべりはひかえめに」などの『新しい生活様式』（参考資料1）を取り入れ、感染症に強い生活様式を定着させてください。
- 家庭内で感染が広がると、職場や学校へとさらに感染が広がる可能性があります。家庭内に「持ち込まない」ために外出時は「密」を避け人との距離を確保する、家庭内で「広げない」ために帰宅後にまず手を洗うなど、基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。
- 特に高齢者や基礎疾患をお持ちの方は、感染防止対策の徹底をお願いします。また、家庭内であっても高齢者や基礎疾患をお持ちの方と会う際は、感染を広げないために、マスクの着用など感染防止対策をお願いします。
- 「飲酒を伴う懇親会等」「大人数や長時間におよぶ飲食」「マスクなしでの会話」「狭い空間での共同生活」「居場所の切り替わり」といった場面では感染のリスクが高まりますので、それぞれの場面に応じた感染防止対策の徹底をお願いします。（参考資料2『感染リスクが高まる「5つの場面」』参照）

【特措法¹第24条第9項に基づく協力要請】

- 会食の際には、「飲酒は少人数、短時間で」「箸やコップは使い回さない」「正面や真横はなるべく避け斜め向かいに座る」「感染防止対策を徹底している店舗を利用」など感染リスクを下げるための対策をお願いします。（参考資料3「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」参照）
- 冬季においても、温度、湿度等適切な室内環境を維持しつつ、十分な換気（窓を常時少し開けておく、使用していない部屋の窓を大きく開けるなど）をお願いします。

¹ 新型インフルエンザ等対策特別措置法

○感染拡大を防ぐために、体調に異変を感じた場合は外出や人との接触を避け、かかりつけ医等身近な医療機関に早期に相談してください。かかりつけ医が無い場合や相談先に迷う場合は、「受診・相談センター」に相談してください。

○多言語のホームページでの情報発信や、「みえ外国人相談サポートセンター(MieCo: みえこ)」においても相談窓口を設置していますので、不安を感じた際は、ご相談ください。

みえ外国人相談サポートセンター (MieCo みえこ)

電話：080-3300-8077 (平日) 9:00～17:00

(3) 「安心みえる LINE²」、「新型コロナウイルス接触確認アプリ (COCOA)³」の活用

○「安心みえる LINE」や「新型コロナウイルス接触確認アプリ (COCOA)」は、感染の可能性をいち早く知ることができるなど、感染拡大防止につながることを期待されます。「新型コロナウイルス接触確認アプリ (COCOA)」をインストールしていただくとともに、訪問した施設等に「安心みえる LINE」のQRコードが掲示されている場合は、そのQRコードを読み込んでください。

(4) 移動について

○県内、県外を問わず、移動の際は『新しい生活様式』や『新しい旅のエチケット』(参考資料4)を実践するとともに、特に『感染リスクが高まる「5つの場面」』においては感染防止対策を徹底してください。

○県外へ移動する場合は、移動先の都道府県の感染状況や移動に関する方針等をよくご確認ください。

※感染者が多数発生している都道府県として、1週間の感染者数が人口10万人あたり2.5人⁴を超える都道府県を三重県新型コロナウイルス感染症特設サイトに掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/covid19.shtm>

2. 県外の皆様へ

(1) 移動について

○三重県へ移動をお考えの場合は、お住まいの都道府県の移動に関する方針等にご留意いただき、移動の際は『新しい生活様式』や『新しい旅のエチケット』を実践いただくとともに、特に『感染リスクが高まる「5つの場面」』においては感染防止対策の徹底をお願いします。

² 「安心みえる LINE」は、施設・イベント等において掲示されたQRコードを利用者が読み込んで登録することにより、感染拡大の可能性がある場合に登録者に通知するシステムです。

³ 「新型コロナウイルス接触確認アプリ (COCOA)」は、新型コロナウイルス感染症の感染者と接触した可能性について通知を受け取ることができる、国が提供するスマートフォンのアプリです。

⁴ 厚生労働省が示す都道府県知事が呼びかけなどを行う目安

3. 事業者の皆様へ

(1) 基本的な感染防止対策の徹底

- 感染防止対策として咳エチケットや手洗い、消毒等の徹底に加え、「三つの『密』」の回避、人と人との距離の確保等にご協力いただくとともに、従業員の健康管理など事業所内の感染防止対策についても徹底してください。
- 在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤、オンライン会議等のツールの活用等により、「三つの『密』」を回避し、感染防止対策と社会経済活動の両立を図ってください。
- 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインや参考資料5（事業所における感染防止対策）等により、感染防止対策を徹底するとともに、感染防止チェックシートを店舗内に掲示したり、ホームページ上に公開したりするなど、感染防止対策を講じていることが利用者に伝わるよう努めてください。
- 全国でクラスターが発生しているような施設においては、感染拡大予防ガイドライン等に基づき、感染防止対策を徹底してください。

【特措法第24条第9項に基づく協力要請】

- 県外において休憩中や勤務後の懇親会などでクラスターが発生した例も見られることから、従業員に対し、勤務時間以外でも感染防止対策を徹底するよう注意喚起をお願いします。
- 冬季においても、温度、湿度等適切な室内環境を維持しつつ、十分な換気をお願いします。
- 高等教育機関等において、懇親会や寮生活、課外活動などでクラスターとなった事例がみられます。また、若年層においては、感染しても無症状の場合が多いことから、感染を早期に発見することが難しく感染が広がる場合があります。そのため、高等教育機関等においては、学外での行動も含めた感染防止対策について、学生に対し周知・徹底をお願いします。
- 外国人生徒のいる教育機関や外国人を雇用する事業者等の皆様におかれては、感染防止対策等について外国人の方への丁寧な周知をお願いします。その際、三重県情報提供ホームページ「MIE INFO」や、厚生労働省、内閣官房ホームページなどにも掲載されていますので、参考としてください。
 - 三重県情報提供ホームページ「MIE INFO」(<https://mieinfo.com/ja/>)
 - 厚生労働省 新型コロナウイルス感染症について
(<https://www.covid19-info.jp/>)
 - 内閣官房 新型コロナウイルス感染症対策 (<https://corona.go.jp/>)

(2) 「安心みえるLINE」、「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」の活用

- 不特定多数の方が訪問される施設、店舗や、イベントを実施される場合は「安心みえるLINE」にご登録いただき、店舗、会場等にQRコードの掲示をお願いします。
- 従業員、利用者等に対し、「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」の活用について周知いただくようお願いします。

4. イベントにおける感染防止対策

イベントの開催制限等については、12月1日から令和3年2月28日までの適用とします。3月1日以降の取扱いについては、国の方針をふまえて改めまして示します。

なお、11月30日までに開催するイベントについては、『三重県指針』ver.6で示している基準により開催してください。

(1) イベント参加者の皆様へ

- 「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」をイベント参加前にインストールしていただくようお願いします。また、イベント会場において「安心みえるLINE」のQRコードの掲示がある場合は読み込んでいただくようお願いします。
- イベント主催者から感染拡大防止を目的とした連絡先登録等の求めがある場合には積極的に応じてください。
- イベントに参加する際は、原則マスクを着用し、『新しい生活様式』に基づく行動を徹底するほか、入退場時、休憩時間や待合場所を含め「三つの『密』」の環境を避け、その環境での交流等を控えてください。
- 主催者の存在しない季節の行事など（クリスマス、大晦日、初日の出など）に参加する場合は、基本的な感染防止対策を徹底するとともに、不特定多数が密集する、大声の発声を伴う可能性が高いと考えられる場合は、参加を控えてください。また、街頭や飲食店での大量または長時間・深夜にわたる飲酒、飲酒後の行事への参加は控えてください。

(2) イベント主催者及びイベントを開催する施設管理者の皆様へ

①イベント開催の目安

(ア) 人数上限	(イ) 収容率	
○収容定員 10,000 人超 ⇒収容定員の 50%	大声での歓声・声援等がないことを前提としたイベント 〔クラシック音楽コンサート、演劇、展示会等〕 <u>飲食を伴うが発声のないもの</u>	大声での歓声・声援等が想定されるイベント 〔ロック、ポップコンサート、スポーツイベント等〕
○収容定員 10,000 人以下 ⇒5,000 人	100%以内 収容定員がない場合は最低限人と人が接触しない程度の間隔を空ける	50%以内 収容定員がない場合は十分な間隔（1m以上）を空ける

開催規模について、(ア) (イ) の人数のいずれか小さい方を限度とします。

(ア) 人数上限の目安

○イベント主催者及び施設管理者の双方が「別紙1『感染防止のチェックリスト（イベント開催時の必要な感染防止策）』」の取組が記載された業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに則った対策を行い、かつ、その取組が公表されている場合は、

- ・収容定員が 10,000 人を超えるものについては、収容定員の 50%
- ・収容定員が 10,000 人以下のものについては、5,000 人

を参加人数の上限とします。

業種ごとの感染拡大予防ガイドラインが無い場合は、別紙1の取組を記載したガイドラインを作成、公表し、対策を行う場合に、上記参加人数を上限としてください。

(イ) 収容率の目安

○大声での歓声、声援や歌唱等がないことを前提としたイベント

別紙1の取組が徹底されていることを前提として

- ・収容定員の100%を上限とします。
- ・固定席が無い場合など、収容定員が設定されていない場合は、「密」となる状況が発生しないよう（最低限人と人が接触しない）間隔を空けてください。
- ・飲食を伴うイベントについては、下記「大声での歓声、声援や歌唱等が想定されるイベント」と同様の取扱いとしますが、イベント中の発声がないもので「別紙2『各種イベント例』」に記載の条件が担保される場合は大声等がないものとみなします。

○大声での歓声、声援や歌唱等が想定されるイベント

別紙1に留意し、感染防止対策が徹底されていることを前提として

- ・収容定員の50%を上限とします。
- ・固定席がある場合は座席を前後左右の1席は空けることとしますが、グループで参加している場合は、少なくともグループごと（5名以内）で前後左右の1席は空けてください。結果として50%を超えることもあります。
- ・固定席が無い場合など、収容定員が設定されていない場合は、十分な間隔（1m以上）を空けることとしてください。

※大声での歓声、声援の有無については、これまでの開催実績における実態や類似のイベントにおける大声での歓声、声援等の有無により判断してください。具体的なイベント例については別紙2をご確認ください。

※入退場時や区域内での感染防止にかかる適切な行動の確保ができないイベントは、「②祭り、花火大会、野外フェスティバル等の開催」により取り扱ってください。

※（ア）（イ）について、それぞれの条件が満たされていない場合は、これまでと同様、参加人数5,000人以下かつ、屋内では収容率50%以内、屋外では人と人との距離を十分確保できる間隔（できれば2m）をとれる人数を上限とします。

②祭り、花火大会、野外フェスティバル等の開催

○地域で行われる盆踊り等、人の移動が見込まれない行事であって参加者がおおよそ把握できるものについては、（2）①にかかわらず、適切な感染防止対策（発熱等の症状がある者の参加自粛、「三つの『密』」の回避、行事の前後の「三つの『密』」の生ずる交流の自粛等）を講じたうえで開催していただくようお願いします。

○全国的に参加が見込まれる行事や、参加者や見物人の移動を伴う行事など、参加者の把握が困難なものについては、中止をご検討ください。ただし、区画あたりの人数制限、誘導人員の配置、飲食の制限、大声を出さないことの担保など別紙1⑮の取組が確実に実施され、入退場や区域内の行動管理が適切に行える場合については、開催可能とします。

○イベント参加者に対し、マスクの着用、こまめな手洗い、手指消毒など『新しい生活様式』に基づく行動を促すほか、入場時等に検温を実施し、発熱等の症状がある方は参加を控えていただくようにしてください。

- 入退場時、休憩時間や待合場所を含め「三つの『密』」の環境とならないよう、混雑時の誘導などにより、参加者が人と触れ合わない距離を確保してください。
- イベントの前後や休憩時間の交流も控えるよう呼びかけてください。
- 演者が発声する場合は、舞台から観客までの距離を2m以上確保してください。
- 感染が発生することを避けるため、換気を強化してください。
- 参加者名簿の作成等により、連絡先の把握に努めてください。
- 「安心みえるLINE」にご登録いただき、QRコードを会場等に掲示するとともに、イベント参加者に対し利用を呼びかけてください。併せて「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」の活用も呼びかけていただくようお願いします。
- イベント開催にあたり感染防止対策などでご相談がある場合には、三重県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局にご連絡ください。

●三重県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局

電話：059-224-2352 メール：yakumus@pref.mie.lg.jp

9:00～17:00 ※月～金（祝日除く）

5. 偏見や差別の根絶と事実に基づく冷静な対応

- 感染は自身や大切な家族にも起こりうることで、決して他人事ではありません。社会で差別的な出来事が発生していると、体調が悪くなった際に、差別を受けることが怖くて、我慢したまま日常生活を続けてしまうことにもなりかねず、結果としてウイルスを拡散させることにつながってしまいます。
- 県民の皆様への正しい情報提供の重要性に鑑み、勇気をもって情報を公開いただいた感染者やそのご家族、所属する企業・団体に対し、さらに個人を特定しようとすることや偏見・差別につながる行為、人権侵害、誹謗中傷等は絶対に行わないでください。
- また、治療にあたっている医療従事者、外国から帰国された方、日本に居住する外国人の方が差別や偏見にさらされることも絶対あってはならないことです。このような偏見や差別が生じないように十分な配慮をお願いします。
- SNS等において事実ではない誤った情報が拡散されることにより、県民の皆様の生活に影響を及ぼす事態も発生していることから、根拠が不明な情報に基づく行動やそうした情報の拡散はしないようにご協力ください。
- 新型コロナウイルス感染症に関して、差別的な扱いを受けた、不当な差別を見かけたなど、人権問題と思われる場面に直面した場合には、以下の相談窓口にご連絡ください。

●三重県人権センター相談窓口 電話：059-233-5500

9:00～17:00 ※土日、祝日を含む毎日

●法務省（みんなの人権110番） 電話：0570-003-110

8:30～17:15 ※平日

6. モニタリング指標について

○県内で感染が拡大し、医療への負荷がかかることを防ぐため、PCR検査件数やPCR検査陽性率、新規感染事例数、新規感染者数、感染経路不明者数、入院患者数等を指標として、モニタリングを行っています。

県では、これまでもモニタリング指標も参考にしつつ、県民の皆様の安全・安心のため、入院医療体制整備等を進めてきたところです。モニタリング指標については、指標設定当時と比べ、感染者の大幅増に加え、県内由来の感染や経路不明割合の増加など、県内の感染傾向や状況が変化していることをふまえ、的確に感染拡大の傾向をとらえて適時に対策がとれるよう、判断基準となる主な指標とその目安を見直しました。

今後も、政府新型コロナウイルス感染症対策分科会から示された「今後の感染状況の変化に対応した対策の実施に関する指標及び目安」と併せ、モニタリング指標を活用し、必要な対策を検討していきます。

対策を実施する際には、ご理解とご協力をお願いします。

【判断基準となる主な指標とその目安】（三重県）

指標	目安	期間
新規感染者数	30人	直近 7日間
感染経路不明率	20%	
新規感染者増加割合	1.00倍	直近7日間と前7日間の比較
入院患者数	50人	

【今後の感染状況の変化に対応した対策の実施に関する指標及び目安】

（政府新型コロナウイルス感染症対策分科会）

	医療提供体制等の負荷			監視体制	感染の状況		
	①病床のひっ迫具合		②療養者数	③PCR陽性率	④新規報告数	⑤直近一週間と先週一週間の比較	⑥感染経路不明割合
	病床全体	うち重症者用病床					
ステージⅢの指標	・最大確保病床の占有率 1/5 以上 ・現時点の確保病床数の占有率 1/4 以上	・最大確保病床の占有率 1/5 以上 ・現時点の確保病床数の占有率 1/4 以上	人口 10 万人当たりの全療養者数 15 人以上	10%	15 人/10 万人/週以上	直近一週間が先週一週間より多い。	50%
ステージⅣの指標	最大確保病床の占有率 1/2 以上	最大確保病床の占有率 1/2 以上	人口 10 万人当たりの全療養者数 25 人以上	10%	25 人/10 万人/週以上	直近一週間が先週一週間より多い。	50%

ステージⅠ…感染者の散発的発生及び医療提供体制に特段の支障がない段階（指標及び目安なし）

ステージⅡ…感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階（指標及び目安なし）

ステージⅢ…感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階

ステージⅣ…爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階

別紙 1 感染防止のチェックリスト（イベント開催時の必要な感染防止策）

1 徹底した感染防止等（収容率 50%超で開催するための前提）		
①	マスク着用の担保 （常時着用）	・マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、常時着用を求める *マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売
②	大声を出さないこと の担保	・大声を出す参加者がいた場合、個別に注意等ができる *隣席の者との日常会話程度は可（マスクの着用が前提） *演者が発声する場合、舞台から観客まで一定の距離を確保 （最低 2m）
2 基本的な感染防止等		
③	①～②の奨励	・①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行（ガイドラインで定める） *マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行う *大声を出す参加者がいた場合等、個別に注意等を行う *スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を禁止する 等
④	手洗	・こまめな手洗の奨励
⑤	消毒	・主催者側による施設内（出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等）のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
⑥	換気	・法令を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
⑦	密集の回避	・入退場時の密集回避（時間差入退場等）、待合場所等の密集回避 *必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、 <u>入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はキャパシティに応じ、収容人数を制限</u>
⑧	身体的距離の確保	・大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離を確保（グループとグループの間は 1 席（立席の場合は 1 m 以上）空ける） ・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を 2 m 以上確保 ・混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔確保（最低限、人と人とが触れ合わない程度の間隔）
⑨	飲食の制限	・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・ <u>収容率が 50%を超える場合、飲食可能エリア以外は原則自粛。ただし、発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定の要件を満たす場合に限り飲食可</u> ・休憩時間中及びイベント前後の飲食等による感染防止の徹底 ・過度な飲酒の自粛

別紙 1 (続き)

⑩	参加者の制限	・ 入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置 <u>＊ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、十分周知している場合は払い戻し不要</u>
⑪	参加者の把握	・ 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・ 「安心みえるLINE」や接触確認アプリ(COCOA)の利用奨励 <u>＊アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入</u>
⑫	演者の行動管理	・ 有症状者は出演・練習を控える ・ 演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じる(接触が防止できないイベントは開催を見合わせる) ・ 合唱等、発声する演者間での感染リスクへの対処
⑬	イベント前後の行動管理	・ イベント前後の感染防止の注意喚起 <u>＊可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進</u>
⑭	ガイドライン遵守の旨の公表	・ 主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、ホームページ等で公表
3 イベント開催の共通の前提		
⑮	入退場やエリア内の行動管理	・ 広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討 <u>＊来場者の区画を限定、管理した花火大会等は可</u> <u>ただし、以下の条件がすべて担保される場合に限る</u> ①身体的距離の確保(区画あたりの人数制限、適切な対人距離の確保等) ②密集の回避(混雑状況のモニタリング・発信、誘導人員の配置、時差・分散措置を講じた入退場等) ③飲食制限 ④大声を出さないことの担保 ⑤催物前後の行動管理 ⑥連絡先の把握
⑯	地域の感染状況に応じた対応	・ 大規模イベントは、必要に応じ事前に都道府県と相談 ・ 地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

別紙2 各種イベント例

大声での歓声・声援等がないことを前提としたイベントの例

音楽	クラシック音楽(交響曲、管弦楽曲、協奏曲、室内楽曲、器楽曲、声楽曲 等)、歌劇、楽劇、合唱、ジャズ、吹奏楽、民族音楽、歌謡曲等のコンサート
演劇等	現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル、読み聞かせ、手話パフォーマンス 等
舞踊	バレエ、現代舞踊、民族舞踊 等
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽・人形浄瑠璃、歌舞伎、組踊、邦舞 等
芸能・演芸	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、奇術 等
公演・式典	各種講演会、説明会、ワークショップ、各種教室、タウンミーティング、入学式・卒業式、成人式、入社式 等
展示会	各種展示会、商談会、各種ショー

大声での歓声・声援等が想定されるイベントの例

音楽	ロックコンサート、ポップコンサート 等
スポーツイベント	サッカー、野球、大相撲 等
公営競技	競輪、競艇(競馬、オートレース)
公演	キャラクターショー、親子会公演 等
ライブハウス・ナイトクラブ	ライブハウス・ナイトクラブにおける各種イベント

※上記は例示であり、どちらに該当するかは、実際のイベントの内容や状況による判断となります。

※イベント中に飲食を伴うものについては、「大声での歓声・声援等が想定されるもの」とします。

【飲食を伴うものの発声がないイベント】(映画館における上映等)

別紙1『感染防止のチェックリスト(イベント開催時の必要な感染防止策)』に加え、以下の条件がすべて担保される場合には、イベント中の発声がないことを前提に収容率の上限を100%とします。

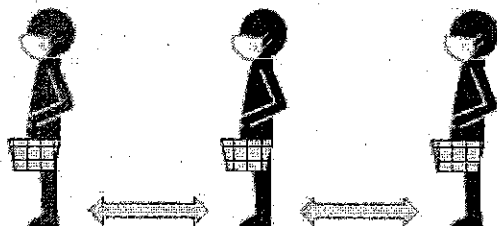
- ・飲食時以外のマスク着用徹底のアナウンスと着用厳守
- ・イベント前後、休憩時など会話が想定される場面での飲食禁止
- ・十分な換気(二酸化炭素濃度 1,000ppm 以下かつ二酸化炭素濃度測定機器等で当該基準を遵守していることが確認できること、または機械換気設備による換気量が 30 m³/時/人以上に設定されておりかつ当該換気量が実際に確保されていること)
- ・飲食時間の短縮(長時間の飲食が想定されうる場合は、飲食時間短縮のための措置を講ずるよう努める)

新しい生活様式 を身に付けて 感染症に強く持続可能な新しい三重県へ

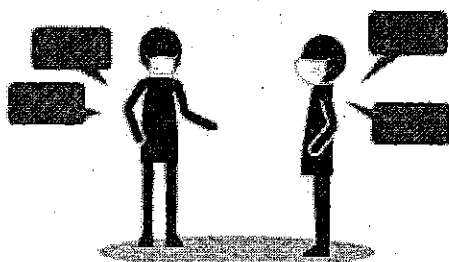
(1) 一人ひとりの基本的感染対策

- 感染防止の3つの基本 ～身体距離の確保、マスクの着用、手洗い～

- ☑ 人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)あける



- ☑ 会話をするときは、可能な限り真正面を避ける
- ☑ 外出時、屋内にいるときや会話をするとき、人との間隔が十分とれない場合は症状がなくてもマスクを着用
- ただし夏場は熱中症に注意



- ☑ 家に帰ったらまず手や顔を洗う
- できるだけすぐに着替える シャワーを浴びる
- ☑ 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に(手指消毒薬の使用でもOK)



- ☑ 高齢者や持病のある方(重症化リスクの高い方)と会うときは、体調管理をより厳重に

● 移動に関する感染対策

- ☑ 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える
- ☑ 地域の感染情報に注意する



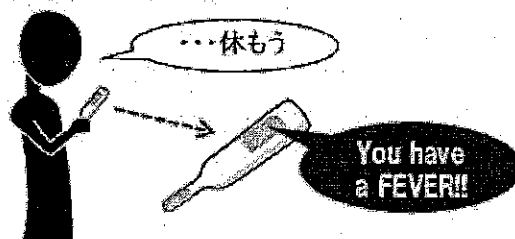
- ☑ 万が一、発症したときのため、誰とどこで会ったかメモする
- 接触確認アプリの活用も

(2) 日常生活を営む上での 基本的生活様式

- ☑ こまめに手洗い・手指消毒
- ☑ 咳エチケットの徹底 ☑ 身体的距離の確保
- ☑ こまめに換気(エアコン併用で室温を28℃以下に)
- ☑ 三つの『密』(密集、密接、密閉)の回避
- ☑ 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行



- ☑ 毎朝体温測定、健康チェック
- 発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



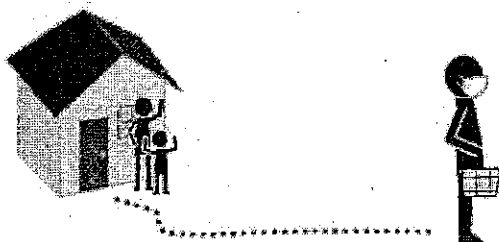
三重県 新型コロナウイルス感染症対策本部

「新しい生活様式」を身に付けて 感染症に強く持続可能な新しい三重県へ

(3) 日常生活の各場面別の生活様式

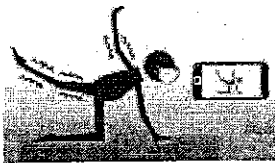
●買い物

- ☑ 通販も利用
- ☑ 一人または少人数ですいた時間に
- ☑ 電子決済の利用
- ☑ 計画をたてて素早く済ませる
- ☑ サンプルなど展示品への接触はひかえめに
- ☑ レジに並ぶときは、前後にスペース



●屋外、スポーツ

- ☑ 公園は、すいた時間、場所を選ぶ
- ☑ 筋トレやヨガは十分に人との間隔をもしくは自宅で動画を活用

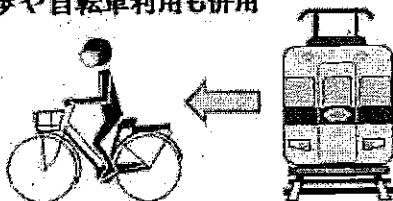


- ☑ ジョギングは少人数で
- ☑ すれ違うときは距離をとるマナー

- ☑ 予約制を利用してゆったりと
- ☑ 狭い部屋での長居は無用
- ☑ 歌や応援は、十分な距離かオンライン

●公共交通機関の利用

- ☑ 会話はひかえめに
- ☑ 混んでいる時間は避けて
- ☑ 徒歩や自転車利用も併用



●食事

- ☑ 持ち帰りや出前、デリバリーも



- ☑ 屋外空間で気持ちよく
- ☑ 大皿は避けて、料理は個々に
- ☑ 対面ではなく横並びで座ろう
- ☑ 料理に集中、おしゃべりはひかえめに
- ☑ お酌、グラスやおちょこの回し飲みは避けて

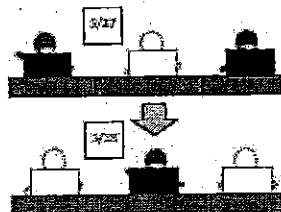
●イベント等への参加

- ☑ 接触確認アプリの活用を
- ☑ 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

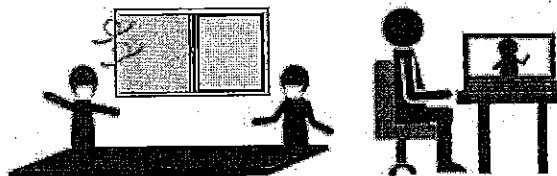


(4) 働き方の新しいスタイル

- ☑ テレワークやローテーション勤務



- ☑ 時差通勤でゆったりと
- ☑ オフィスはひろびろと
- ☑ 会議はオンライン
- ☑ 対面での打合わせは換気とマスク



三重県
新型コロナウイルス感染症対策本部

Mie Covid-19 Task Force



感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚し、注意力が低下。
また、聴覚が鈍り大声になりやすい。
- 回し飲みや箸などの共用が感染リスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の飲食と比較して、感染リスクが高まる。
- 大人数の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため感染リスクが高まる。



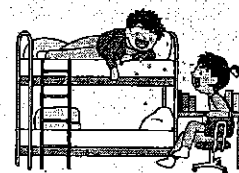
場面③ マスクなしでの会話

- 近距離でのマスクなしの会話は、飛沫感染のリスクが高まる
- 昼カラオケなどで感染事例が報告。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



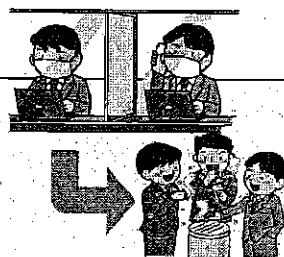
場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、閉鎖空間が長時間共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分で感染が疑われる事例が報告。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境変化で感染リスクが高まることも。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が報告。



令和2年10月23日「新型コロナウイルス感染症対策分科会提言」を基に作成

参考資料3 「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」

- 飲酒をするのであれば、
 - ①少人数・短時間で、
 - ②なるべく普段一緒にいる人と、
 - ③深酒・はしご酒などはひかえ、適度な酒量で。
 - 箸やコップは使い回さず、一人ひとりで。
 - 座の配置は斜め向かいに。(正面や真横はなるべく避ける)
(食事の際に、正面や真横に座った場合には感染したが、斜め向かいに座った場合には感染しなかった報告事例あり。)
 - 会話する時はなるべくマスク着用。(フェイスシールド・マウスシールド※1はマスクに比べ効果が弱いことに留意が必要※2。)
- ※1 フェイスシールドはもともとマスクと併用し眼からの飛沫感染防止のため、マウスシールドはこれまで一部産業界から使われてきたものである。
- ※2 新型コロナウイルス感染防止効果については、今後さらなるエビデンスの蓄積が必要。
- 換気が適切になされているなどの工夫をしている、ガイドライン※3を遵守したお店で。
- ※3 従業員で感染者が出たある飲食店では、ガイドラインを遵守しており、窓を開けるなど換気もされ、客同士の間隔も一定開けられていたことから、利用客(100名超)からの感染者は出なかった。
- 体調が悪い人は参加しない。

令和2年10月23日「新型コロナウイルス感染症対策分科会提言」より

新しい旅の エチケット

感染リスクを避けて
安心して楽しい旅行



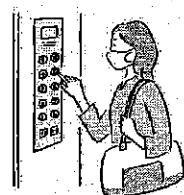
旅先の
状況確認、
忘れずに。



マスク着け、
私も安心、
周りも安心。



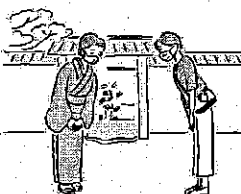
楽しくも、
車内のおしゃべり
控えめに。



旅ゆけば、
何はともあれ、
手洗い・消毒。



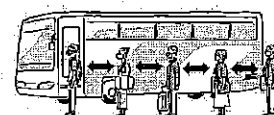
混んでたら、
今はやめて、
後からゆっくり。



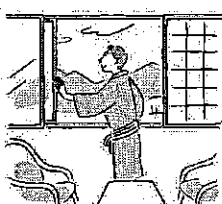
握手より、
笑顔で会釈の
旅美人。



おしゃべりを
ほどほどにして、
味わうグルメ。



間あけ、
ゆったり並べば、
気持ちもゆったり。



こまめに換気、
フレッシュ外気は
旅のごちそう。



毎朝の健康チェックは、
おしゃれな旅の
身だしなみ。



おみやげは、
あれこれ触らず
目で選ぼう。

ひとり一人の協力が、みんなの楽しい旅を守ります

旅行業協会・観光庁・国土交通省・観光庁

旅行業協会……交通機関や宿泊施設等の旅行関係事業者の業界団体等で構成。詳しくは、<http://www.jatba-net.org/jatba-net/> を参照ください。

新しい旅行スタイルのキホン

- 毎朝の健康チェックは、おしゃれな旅の身だしなみ。
- 旅先の状況確認、忘れずに。
- スケジュールは、ゆったりのんびり、余裕をもって。
- 間あけ、ゆったり並べば、気持ちもゆったり。
- 握手より、笑顔で会釈の旅美人。
- 混んでたら、今はやめて、後からゆっくり。
- マスク着け、私も安心、周りも安心。
- 屋外でのびのび満喫、ニッポンの自然。
- 狭い場所、混んでる場所避け、安心ナイト。
- こまめに換気、フレッシュ外気は旅のごちそう。
- 旅ゆけば、何はともあれ、手洗い・消毒。
- だいじょうぶ、観光地はいつでもあなたを待ってます。
- あなたの協力が楽しい旅を守ります。

移動

- 車内でもマスク忘れず、さあ出発。
- 楽しくも、車内のおしゃべり控えめに。
- すいている時期、時間帯で快適旅行。
- 歩いたり、自転車で発見！地域の魅力。

宿泊

- 人前で、マスク着用、エチケット。
- おしゃべりは、部屋に入って存分に。
- 大浴場、静かにゆっくりいい湯だな。
- 部屋の窓、ときどき空けてリフレッシュ。
- 同宿者、少し離れてご挨拶。
- ドアノブやエレベータ、触れたらすぐに手を洗おう。
- 手洗いと手指消毒で、安心ステイ。

ショッピング

- すいている時間に、安心ショッピング。
- レジ待ちも、間を空けてゆったりと。
- おみやげは、あれこれ触らず目で選ぼう。
- 歓迎です、少ない額の電子決済。

食事

- 外での食事は、楽しく安心。
- 取り分けて、安心・安全、おいしい料理。
- 横並び、料理がもっとよく見える。
- おしゃべりをほどほどにして、味わうグルメ。
- うまい酒、注がず注がれず、マイペース。

観光施設

- すいた時間・場所を選んで安心観光。
- 予約とり、並ばず、ゆったり、楽しい観光。
- 狭い部屋、長居は無用、お先に失礼。
- おしゃれで安心、オンラインチケットにキャッシュレス。
- 忘れるな、マスクは安心の入場券。
- おしゃべりは控え目に、手洗いは早めに。

旅行連絡会 協力：国土交通省・観光庁

旅行連絡会・・・交通機関や宿泊・観光施設等の旅行関連事業者の連携団体で構成。詳しくは、<https://www.jsta-ent.or.jp/visit/> をご確認ください。

参考資料5（事業所における感染防止対策）

適切な感染防止対策

目的	具体的な取組例
発熱者等の施設への入場防止	従業員の検温・体調確認を行い、発熱等の症状がみられる従業員の出勤を停止
	来訪者の検温・体調確認を行い、発熱等の症状がみられる来訪者の入場を制限
「三つの『密』」 （密閉・密集・密接）の防止	換気を行うこと（可能であれば、2つの方向の窓を同時に開けること）
	人と人との距離を適切にとること（利用者や従業員同士の距離確保、テレワーク等による在宅勤務やローテーション勤務の実施等）
	密集する会議の中止（対面による会議を避け、オンライン会議を活用）
	店舗利用者の入場制限、行列を作らないための工夫や列間隔の確保（約2m間隔の確保）
	長時間の密集を避けること（利用者の滞在時間の短縮・制限や会議時間の短縮等）
飛沫感染、接触感染の防止	従業員のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの徹底
	来訪者の入店時における手指の消毒、咳エチケット、手洗いの徹底
	店舗、事務所内の定期的な消毒（複数人が触る箇所の消毒）
移動時における感染の防止	ラッシュ対策（時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進）
	従業員の出勤者数の制限（テレワーク等による在宅勤務やローテーション勤務の実施等）
	出張の中止（オンライン会議などを活用）、来訪者数の制限

上記の取組に加え、業種や施設の種別に応じた感染防止のためのガイドラインを作成し、感染防止対策を講じている旨をホームページ上に公開する、店舗内に掲示する、全従業員に周知徹底するなど、感染防止対策を自主的・積極的に進めていただくようお願いします。

なお、気温・湿度が高い中でのマスク着用については、熱中症のリスクを考慮し、こまめな水分補給、屋外で人との距離が十分確保できる場合には、マスクをはずすなどの対策も検討いただくようお願いします。

業種や施設の種別に応じた感染防止対策（ガイドライン）の一例

※これまでにクラスターが発生している施設等においては、格段の留意が必要。

1. 共通事項

- ・人との接触を避け、対人距離を確保（できるだけ2 mを目安に）する。
- ・感染防止のための入場者の整理を行う。（密にならないように対応。発熱や咳・咽頭痛などの症状がある人の入場制限を含む。）
- ・入口及び施設内に手指の消毒設備を設置する。
- ・マスクを着用する。ただし、気温・湿度が高い中では、熱中症に十分注意する。（従業員及び入場者に対し周知する。）
- ・施設の換気を行う。（2つ以上の窓を同時にあけるなどの対応も考えられる。）
- ・施設の消毒を行う。

（症状のある方の入場制限）

- ・発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼び掛ける。（状況によっては、発熱者を体温計などで特定し、入場を制限することもある。）
- ・業種によっては、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取り扱いには十分注意しながら、入場者等の名簿を適切に管理する。

（接触感染対策）

- ・他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にする。
- ・複数の人の手が触れる場所を適宜消毒する。
- ・手や口が触れるようなもの（コップ、箸など）は、適切に洗浄消毒するなど、特段の対応を図る。
- ・人と人とが対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどを設置する。
- ・ユニフォームや衣類はこまめに洗濯する。
- ・こまめな手洗いや手指消毒の徹底を図る。

（トイレ）

- ・便器内は通常の清掃で良いが、不特定多数が接触する場所は清拭消毒を行う。
- ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ・ペーパータオルを設置するか、個人用タオルを準備する。
- ・ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止する。

（休憩スペース）

- ・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにする。
- ・休憩スペースは常時換気することに努める。
- ・共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒する。
- ・従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗いをする。

(ごみの廃棄)

- ・鼻水、唾液等が付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
- ・ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用する。
- ・マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う。

(清掃・消毒)

- ・市販されている界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃する。
- ・不特定多数が触れる箇所（テーブル、いすの背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、つり革、エレベーターのボタンなど）は、始業前後等に清拭消毒する。

(その他)

- ・高齢者や持病のある方については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、サービス提供側においても、より慎重で徹底した対応を検討する。
- ・地域での感染拡大の可能性が報告された場合の対応について検討しておく。

2. 遊技施設等

- ・マスク着用の上、十分な座席の間隔（できるだけ2mを目安に）を確保する。
- ・入退出時（入退出時やレジ等の行列含む）や集合場所等において人と人との十分な間隔（できるだけ2mを目安に）を確保する。
- ・必要に応じて、入場の制限等を講ずるなど、施設内の移動においても人と人との接触を避けるための十分な距離（できるだけ2mを目安に）を確保する。
- ・適切な換気を行うとともに、客の入れ替えのタイミングで消毒を行う。
- ・客同士の大声での会話を行わないよう呼びかけ、かつ、BGM や機械の効果音等を最小限のものとし、従業員が客同士の大声での会話が行われていないことを確認できる状態にする。
- ・客の滞在時間に目安を設けるなど、長時間の滞在・密集を避ける。

3. 商業施設・対人サービス業等

- ・マスク着用の上、十分な座席の間隔（四方を空けた席配置等）を確保する。
- ・入退出時（入退出時やレジ等の行列含む）や 集合場所等において人と人との十分な間隔（できるだけ2mを目安に）を確保する。
- ・必要に応じて、入場の制限等を講ずるなど、施設内の移動においても人と人との接触を避けるための十分な距離（できるだけ2mを目安に）を確保する。
- ・適切な換気を行うとともに、客の入れ替えのタイミングで消毒を行う。
- ・従業員と客との間や、客と客との間にパーティションを設けるなどの徹底した感染防止対策を行う。
- ・マスクを着用していない客と直接接する対人サービス業の従業員については、マスクと目の防護具（フェイスガード等）の装着や消毒を実施する。
- ・客同士の大声での会話を行わないよう呼びかけ、かつ、BGM や機械の効果音等を最小限のものとし、従業員が客同士の大声での会話が行われていないことを確認できる状態にする。
- ・客の滞在時間に目安を設けるなど、長時間の滞在・密集を避ける。

4. 劇場、集会・展示施設等

- ・マスク着用の上、十分な座席の間隔（四方を空けた席配置等）を確保する。
- ・入退出時（入退出時の行列含む）や 集合場所等において人と人との十分な間隔（できるだけ2mを目安に）を確保する。
- ・必要に応じて、入場の制限等を講ずるなど、施設内の移動においても人と人との接触を避けるための十分な距離（できるだけ2mを目安に）を確保する。
- ・適切な消毒や換気等を行うなどの徹底した感染防止対策を行う。
- ・客の滞在時間に目安を設けるなど、長時間の滞在・密集を避ける。

5. 博物館等

- ・マスク着用の上、十分な座席の間隔（四方を空けた席配置等）を確保する。
- ・入退出時（入退出時の行列含む）や 集合場所等において人と人との十分な間隔（できるだけ2mを目安に）を確保する。
- ・必要に応じて、入場の制限等を講ずるなど、施設内の移動においても人と人との接触を避けるための十分な距離（できるだけ2mを目安に）を確保する。
- ・適切な消毒や換気等を行うなどの徹底した感染防止対策を行う。
- ・客の滞在時間に目安を設けるなど、長時間の滞在・密集を避ける。

6. 食事提供施設等

- ・個室など定員が決まっているスペースについて、定員人数の半分の利用とする。
- ・座席の間にパーティションを設け、又は座席の間隔を十分に空ける、真正面の席を避けるなど、「三つの『密』」の環境を排除する。
- ・接客時等におけるマスク着用（マスクを着用していない客と直接接する場合は、目の防護具（フェイスガード等）も装着）、客の入れ替え時の適切な消毒や清掃、大皿での取り分けによる食事提供を自粛する。
- ・必要に応じて、入場の制限等を講ずるなど、施設内の移動においても人と人との接触を避けるための十分な距離（できるだけ2mを目安に）を確保する。
- ・従業員や出入り業者に発熱や感冒症状がある場合の迅速かつ適切な対応など、衛生面や健康面の管理を徹底する。
- ・客の滞在時間に目安を設けるなど、長時間の滞在・密集を避ける。
- ・酒類の提供時間についても配慮する。

7. 運動施設、公園等

- ・マスク着用の上、人と人との十分な間隔（できるだけ2mを目安に）を確保する。
- ・適切な消毒や換気等を行うなどの徹底した感染防止対策を行う。
- ・ロッカー、シャワー等の屋内共用施設においては、必要に応じて利用人数を制限するなど、「三つの『密』」の環境を排除する。

●「安心みえるLINE」掲示例

(ご登録いただくと個別の施設名、QRコードを記載した下記のチラシをプリントいただけます)

感染拡大防止の取組を支援し、
三重の安心を支えます

あんしん + 三重県 + みえる

安心みえるLINE

三重県LINE公式アカウント
「三重県・新型コロナウイルス対策パーソナルサポート」
が、皆様のおしるしをサポートします。

施設利用者やイベント参加者等に新型コロナウイルスの感染が確認され、保健所が不特定の方への感染のおそれが高いと判断した場合、LINEメッセージでその情報をお知らせします。

登録手順

- ①スマートフォンでQRコードを読み込む
- ②三重県のLINE公式アカウントを承認する

お知らせイメージ

新型コロナウイルスの感染が判明した方が、あなたの登録施設を訪問していたら、下記窓口までご連絡ください。

施設、イベント名 等

私たちは、業界団体のガイドライン等に基づき、
新型コロナウイルス感染防止対策に取り組んでいます。

※1. 本チラシは、三重県が主催する「安心みえるLINE」の取組の一環として作成されています。
※2. 本チラシに掲載の情報は、三重県が把握している最新の情報を基に作成されています。
※3. 本チラシに掲載の情報は、三重県が把握している最新の情報を基に作成されています。
※4. 本チラシに掲載の情報は、三重県が把握している最新の情報を基に作成されています。

●感染防止チェックシート

(飲食店用)

感染防止対策実施中

新型コロナウイルス感染防止のため、
私たちは以下の取組を実施しています

チェック項目

- ☐ 従業員の健康管理と適切な手洗いを徹底します
- ☐ 店内ではマスクを着用します
- ☐ 十分な換気を行います
- ☐ トイレは毎日、清掃・消毒します
- ☐ 客席や複数の人が触れる場所はこまめに消毒します
- ☐ 客席の配置を工夫し、対人距離を確保します
- ☐ 店内が混み合う場合は、入場制限を行います
- ☐ お客様用の手指消毒薬を設置します
- ☐ 料理は、大皿を避け、1人分ずつ提供します
- ☐ 会計時には、アクリル板の設置やコイントレイの使用等で、できるだけ接触を減らします
- ☐ 上記以外にも、業界団体ガイドラインに沿って対策を行います

私たちは、業界団体のガイドライン等に基づき、
新型コロナウイルス感染防止対策に取り組んでいます。

店舗名

三重県は、事業者の皆様が行う自主的な感染防止の取組を支援しています

三重県 安心みえるLINE
新型コロナウイルス感染防止対策本部

(一般事業者用)

感染防止対策実施中

新型コロナウイルス感染防止のため、
私たちは以下の取組を実施しています

チェック項目

- ☐ 従業員の健康管理と適切な手洗いを徹底します
- ☐ 店内ではマスクを着用します
- ☐ 十分な換気を行います
- ☐ トイレは毎日、清掃・消毒します
- ☐ 客席や複数の人が触れる場所はこまめに消毒します
- ☐ 客席の配置を工夫し、対人距離を確保します
- ☐ 店内が混み合う場合は、入場制限を行います
- ☐ お客様用の手指消毒薬を設置します
- ☐
- ☐
- ☐ 上記以外にも、業界団体のガイドラインまたは独自のマニュアル等を遵守し、感染防止対策を徹底しています

私たちは、ガイドライン等に基づき、
新型コロナウイルス感染防止対策に取り組んでいます。

店舗名

三重県は、事業者の皆様が行う自主的な感染防止の取組を支援しています

三重県 安心みえるLINE
新型コロナウイルス感染防止対策本部

令和2年度 12月補正予算の概要

令和2年11月20日

令和2年度一般会計補正予算(第10号)の概要

補正前の予算額

1,446億3,651万円

補 正 額

13億3,869万円

新型コロナウイルス感染症対策事業

△4,086万円

新型コロナウイルス感染症対策事業を除く事業

13億7,955万円

補正後の予算額

1,459億7,520万円

【対前年度同期比 305億7,991万円(26.5%)の増】

令和2年度一般会計補正予算(第10号) 財源内訳

		事業費	財源内訳				
			国	県	地方債	その他	一般財源
新型コロナウイルス感染症対策事業	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業	△6,067 万円	77 万円				△6,144 万円
	国の補正予算等に関連する事業	1,981 万円	1,530 万円	36 万円		69 万円	346 万円
	小 計	△4,086 万円	1,607 万円	36 万円		69 万円	△5,798 万円
新型コロナウイルス感染症対策事業を除く事業		13億7,955 万円	6億924 万円	2億6,610 万円	840 万円	300 万円	4億9,281 万円
合 計		13億3,869 万円	6億2,531 万円	2億6,646 万円	840 万円	369 万円	4億3,483 万円

令和2年度一般会計補正予算（第10号） 主な事業

新型コロナウイルス感染症対策事業を除く事業

①（仮称）河芸こども園整備事業

令和4年4月に開園を予定している（仮称）河芸こども園整備に係る実施設計等業務委託を実施

317万円

② 民間保育所・認定こども園等運営事業

公定価格の増に伴う民間保育所及び認定こども園等に対する運営費負担金の増

3億4,795万円

③ 障害児通所支援及び障害者総合支援法関係事業

児童発達支援、放課後等デイサービス、各種障がい福祉サービス利用者等の実績見込みによる給付費の増

7億4,568万円

④ 青山高原保健休養地内崩落法面安全対策事業

再崩落の可能性のある市有保存緑地及び民有別荘地の法面の本復旧に向けた測量設計調査等業務委託を実施

756万円

新型コロナウイルス感染症対策事業の経緯

令和2年4月30日

国の令和2年度一般会計補正予算(第1号)成立

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関係経費

25兆5,655億円

うち、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

1兆円

令和2年5月1日

臨時会 令和2年度一般会計補正予算(第2号)議決

特別定額給付金

279億6,500万円

子育て世帯への臨時特別給付金

3億3,480万円

新型コロナウイルス感染症拡大阻止協力金

3億7,500万円

令和2年5月1日

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

交付限度額(第1次分)提示

7億3,455万8千円

令和2年5月20日

臨時会 令和2年度一般会計補正予算(第3号)議決

子育て世帯家計支援事業

4億4,879万円

津市事業継続支援金

2億5,000万円

水道料金の基本料金無料

2億3,089万円

新型コロナウイルス感染症対策事業基金創設

3億7,488万円

新型コロナウイルス感染症対策事業の経緯

令和2年6月12日

国の令和2年度一般会計補正予算(第2号)成立
新型コロナウイルス感染症対策関係経費

31兆8,171億円

うち、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
2兆円

令和2年6月24日

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
交付限度額(第2次分)提示

20億9,588万6千円

令和2年7月2日

定例会 令和2年度一般会計補正予算(第4号・第5号)等
議決

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用
事業 21億5,112万円

国の補正予算(第1号)等に関連する事業
12億7,643万円

国の補正予算(第2号)に関連する事業 2億4,068万円
特別会計・新型コロナウイルス感染症関連事業 46万円

新型コロナウイルス感染症対策事業の経緯

令和2年10月1日

定例会 令和2年度一般会計補正予算(第7号・第8号)
議決

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業	4億5,507万円
国の補正予算等に関連する事業	5,647万円
新型コロナウイルス感染症対策事業基金活用事業等	1億6,805万円

令和2年11月30日

定例会 令和2年度一般会計補正予算(第10号)上程

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業	△6,067万円
国の補正予算等に関連する事業	1,981万円
合計	△4,086万円

新たな生活様式への対応	1億1,203万円
事業継続支援	7,500万円
その他の支援	517万円
事業完了等による減額	△2億3,306万円

令和2年度一般会計補正予算(第10号) 主な事業

《新しい生活様式への対応》

公共施設及び救急業務における感染防止対策

小中学校等空調設備設置・改修事業

- ① 換気を行いながら十分な空調能力を確保するため、小学校(29校)及び中学校(10校)の保健室、河芸ほほえみセンター事務室、稲葉農村集落多目的共同利用施設多目的室の空調設備を設置・改修

3,776万円

幼稚園網戸設置事業

- ② 換気を行いながら保育を実施する際に虫などの侵入を防ぐため、落下・脱落の危険性のない1階の保育室に網戸を設置

56万円

教育支援センター事業

- ③ 教育支援センター(ほほえみ教室・ふれあい教室)における感染予防対策及び学習支援に係る備品等の整備

36万円

令和2年度一般会計補正予算(第10号) 主な事業

救急資機材等購入事業

④

救急業務での感染防止と救急需要の増加や救命講習に対応するための自動心肺蘇生器、心肺蘇生法教育人体モデル等の救急資機材等の整備

2,191万円

地域福祉活動支援金

⑤

新しい生活様式に対応するため、空気清浄機の設置等の感染防止対策に取り組む津市社会福祉協議会に対する支援

150万円

避難所における環境整備

①

トイレ洋式化事業

指定避難所である出張所等のトイレ(18基)の洋式化を実施

914万円

②

大規模災害避難対策事業

大規模災害時の避難所開設に備え、個別包装の食料品、避難所運営者の感染防止用の装備品等の追加配備

1,471万円

令和2年度一般会計補正予算(第10号) 主な事業

新しい生活様式に対応したIT化推進

GIGAスクール環境整備事業

①

学校の臨時休業時等にインターネットを活用した家庭学習を実施する際の要保護世帯及び準要保護世帯向けの貸与用モバイルWi-Fiルータを整備

1,530万円

公共施設リモート環境整備事業

②

産業・スポーツセンターにネットワーク環境を整備し、スポーツやイベント、会議のオンライン化を推進するとともに、公共施設でのウェブ会議や在宅勤務等に対応できるノートパソコンを追加配備

1,079万円

令和2年度一般会計補正予算(第10号) 主な事業

《事業継続支援》

① 市スポーツ施設事業継続支援金

スポーツ大会、イベント自粛により利用状況が回復しない産業・スポーツセンターの指定管理者に対し、利用料収入の減少を勘案した支援金を交付

6,000万円

② 高速船運航事業者運航継続支援金

感染症の影響により、利用状況が回復しない高速船運航事業者に対し、船舶維持経費の1/2相当額を臨時的に支援

1,500万円

《その他の支援》

① 三重短期大学学生支援事業

学生の生活環境を支援するため、独立行政法人日本学生支援機構の支援を活用し、全学生に学生生活に必要な経費の一部を支援するチケットを配付

78万円

津市における新型コロナウイルス感染症対策事業費(一般会計)

	事業内容	事業費
令和元年度 予備費	市施設で使用する手指消毒液の購入	231万円
	施設防疫用の消毒液等の購入	33万円
令和元年度 11号補正等	保育所等で使用する消毒液等の購入	73万円
	民間保育所等の消毒液等購入に対する補助	297万円
	放課後児童クラブへの支援	2,726万円
小 計 (※令和元年度は決算額)		3,360万円
令和2年度 予備費	市庁舎の市民窓口へのアクリル製間仕切り板設置	479万円
	小中学校、幼稚園等で使用する手指消毒液の購入	231万円
	児童発達支援センター、戸木小学校、議会棟、メッセウイング・みえ消毒作業委託	101万円
	斎場施設防疫用の防護服・納体袋・消毒液等の購入	122万円
	新型コロナウイルス感染拡大防止にかかる出席停止・臨時休業措置に伴う家計特別支援金	171万円
令和2年度 2号補正	特別定額給付金	279億6,500万円
	子育て世帯への臨時特別給付金	3億3,480万円
	三重県新型コロナウイルス感染症拡大阻止協力金	3億7,500万円
令和2年度 3号補正	子育て世帯家計支援事業	4億4,879万円
	津市事業継続支援金	2億5,000万円
	水道料金の基本料金無料	2億3,089万円
	新型コロナウイルス感染症対策事業基金	3億7,488万円
小 計		299億9,040万円

津市における新型コロナウイルス感染症対策事業費(一般会計)

	事業内容		事業費
令和2年度 4号補正	新型コロナウイルス感染症 対応地方創生 臨時交付金活 用事業	新型コロナウイルス感染症医療提供体制整備特別負担金交付事業	3,500万円
		指定避難所における新型コロナウイルス感染防止対策事業	1,000万円
		新型コロナウイルス感染防止衣購入事業	1,000万円
		「津がんばるマルシェ」実施事業	800万円
		小 計	6,300万円
	国の補正予算 (第1号)等に 関連する事業	公立学校情報機器購入事業	10億9,525万円
		放課後児童健全育成事業	9,172万円
		新型コロナウイルス感染防止対策事業	5,601万円
		住居確保給付金支援拡充事業	1,973万円
		新型コロナウイルス感染防止妊婦向けマスク配布事業	79万円
		学校臨時休業対策事業	1,293万円
		小 計	12億7,643万円
	小 計		13億3,943万円

津市における新型コロナウイルス感染症対策事業費(一般会計)

	事業内容		事業費
令和2年度 5号補正	新型コロナ ウイルス感染症 対応地方創生 臨時交付金活 用事業	プレミアム付商品券発行事業	20億2,450万円
		学習環境充実事業	3,028万円
		臨時スクールバス運行事業	105万円
		住民が主体となった通いの場の再開に伴うスタートアップ支援事業	548万円
		放課後子供教室の再開に伴うスタートアップ支援事業	54万円
		市スポーツ施設事業継続支援事業	800万円
		準要保護世帯特別援助事業	1,827万円
		小 計	20億8,812万円
	国の補正予算 (第2号)に 関連する事業	ひとり親世帯臨時特別給付金	2億4,068万円
		小 計	2億4,068万円
	小 計		23億2,880万円

津市における新型コロナウイルス感染症対策事業費(一般会計)

事業内容			事業費
令和2年度 7号補正	新型コロナ ウイルス感染症 対応地方創生 臨時交付金 活用事業	観光・イベント事業維持支援事業	2,915万円
		高速船運航事業者運航継続支援事業	186万円
		指定管理者事業継続支援事業	119万円
		飲食事業者事業展開支援事業	889万円
		久居版津がんばるマルシェ実施事業	35万円
		文化芸術活動等支援事業	588万円
		民生委員・児童委員の非接触型活動支援事業	400万円
		修学旅行支援事業	1,000万円
		集会施設消毒液配付・配置事業	182万円
		図書館書籍消毒機導入事業	1,077万円
		幼稚園、保育所等空調設備設置・改修事業	1億1,477万円
		赤外線サーモグラフィーカメラ等設置事業	1,324万円
		備蓄用マスク購入事業	1,742万円
		大規模災害避難対策事業	4,383万円

津市における新型コロナウイルス感染症対策事業費(一般会計)

事業内容			事業費
令和2年度 7号補正	新型コロナ ウイルス感染症 対応地方創生 臨時交付金 活用事業	集会施設・学校施設トイレ洋式化改修事業	1億2,944万円
		公共施設ネットワーク・リモート環境整備事業	1,352万円
		GIGAスクール支援員派遣・環境整備事業	4,633万円
		特殊勤務手当	261万円
		小 計	4億5,507万円
	国の補正予算 等に関連する 事業	文化施設感染症拡大防止事業	22万円
		小中学校、義務教育学校、幼稚園感染防止対策事業	1億 63万円
		緊急包括支援事業	8,642万円
		自立相談支援事業	7万円
		自治会活動支援補助金	100万円
		新型コロナウイルス感染症対策事業基金積立金	60万円
		公立学校情報機器購入事業	△1億3,247万円
		小 計	5,647万円
	小 計		5億1,154万円

津市における新型コロナウイルス感染症対策事業費(一般会計)

事業内容			事業費
令和2年度 8号補正	保育所、幼稚園、小中学校等の臨時休園・休業等に伴う家計特別支援金		6,045万円
	保育所、幼稚園、小中学校等の施設消毒委託事業		324万円
	三重短期大学授業料減免臨時支援金		236万円
	高齢者インフルエンザ予防接種無償化事業		1億 200万円
	小 計		1億6,805万円
令和2年度 10号補正	新型コロナ ウイルス感染 症対応地方創 生臨時交付金 活用事業	空調設備設置・改修事業	3,776万円
		救急資機材等購入事業	2,191万円
		幼稚園網戸設置事業	56万円
		指定避難所トイレ洋式化事業	914万円
		地域福祉活動支援金	150万円
		大規模災害避難対策事業	1,471万円
		公共施設リモート環境整備事業	1,079万円
		市スポーツ施設事業継続支援金	6,000万円
		高速船運航事業者運航継続支援金	1,500万円
		準要保護世帯特別援助事業	31万円

津市における新型コロナウイルス感染症対策事業費(一般会計)

事業内容			事業費
令和2年度 10号補正	新型コロナ ウイルス感染症 対応地方創生 臨時交付金活 用事業	三重県新型コロナウイルス感染症拡大阻止協力金	△628万円
		子育て世帯家計支援事業	△816万円
		津市事業継続支援金	△2億1,000万円
		新型コロナウイルス感染防止衣購入事業	△278万円
		水道料金の基本料金無料	△311万円
		臨時スクールバス運行事業	△21万円
		住民が主体となった通いの場の再開に伴うスタートアップ支援事業	△181万円
		小 計	△6,067万円
	国の補正予算 等に関連する 事業	GIGAスクール環境整備事業	1,530万円
		教育支援センター事業	36万円
		三重短期大学学生支援事業	78万円
		新型コロナウイルス感染症対策事業基金積立金	408万円
		学校臨時休業対策事業	△71万円
		小 計	1,981万円
	小 計		△4,086万円
合 計		343億3,096万円	